

令和4年9月14日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和4年9月14日
開会 16時30分 閉会 16時58分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀
副委員長 藤原 孟
委 員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議 長 寺林俊幸
- 4 傍 聴 者 11 名
- 5 事 務 局 事務局長 萬谷 司 議事課長 北原正喜 庶務係長 川瀬真由美
- 6 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第5号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 16:30)

○委員長(小田新紀) ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を開始いたします。

それでは早速、議事の方に入ります。

1、付託された陳情の審査を行います。継続して審査をしております陳情第5号適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日に陳情者を参考人として出席いただき、陳情の趣旨説明、質疑応答を終え、前回の委員会においては、検討のため継続審査という事にしておりました。

それを受けまして、本陳情について、本日は各委員の意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 前回の陳情者の説明を受けた後に、一番重要と思われる地元企業の皆さん声はどういう声があるのかということで、限られてはありましたけれども、周りの事業者の皆さんところに出向いて調査をさせていただきました。

結論から申し上げますと、ほとんどの事業者の皆さんが、このインボイス制度という制度そのものに対する理解、そういう制度を耳にしてはいるけれども、具体的にどういう影響があって、どういうことになっていくのかということが、まだまだ見えていないという声が圧倒的多数でした。

しかし、そうであっても国がそういう制度を来年度から実施するということでありますから、実際に自分の事業者が選択すべきか、すべきでないか判断は、わからなくても迫られていくということもありました。

それで何件かピックアップして申し上げますと、一つは皆さん自営業の方なんですけれども、特殊清掃やフローリングなどの加工をやっている事業者の方は、1千万円以下の事業で免税業者でありました。今、年齢が62歳ということで、このインボイス制度が始まるとおそらく50万円近い負担増が出てくるであろうということをおっしゃられて、事業そのものを継続するということを、断念せざるを得ないだろうということをおっしゃっていられました。しかし、取引先の相手から特殊な仕事なので、簡単に事業を閉じていただいたら困るという声が出されたということで思案中ということでありました。

さらに、住宅リフォームをやっている事業者、ここは課税業者でありました。1千万円以上仕事をしているので、当然免税ではない。しかし、取引先相手には、小さな事業者がいて、その相手の方が、インボイス制度を受け入れるかどうかということについては、わからないと。当然受け入れないとなれば、取引先を見直すか、あるいはその分自分で被るかということにならざるを得ないだろうということでした。

自分自身は、インボイス制度の登録はもちろんやっていきますという事でありました。

代表的な事を申し上げましたけれども、第1回目に申し上げたように、圧倒的にこの制度についての情報不足という事が調査の中でわかりました。

まずは、1 番目、自分の委員会後の情報としてお話をさせていただきました。以上です。

○委員長（小田新紀） その他ご意見ございますでしょうか。

荒委員

○委員（荒貴賀） 前回の委員会の後に、地元の事業者さんのところをまわらせていただきました。

私のところは比較的若い方たちが、新しく町内でサロンをやられている方がいらっしゃいました。当然お一人でやられているので、免税事業者でありました。インボイスの事をお話ししましたら、インボイスというものが導入されることについては理解されていきました。しかし、取引先の関係ですとか、今後の事業展開を考えているうちにどういった方向でいけばいいのか大変悩んでおられました。

始めたばかりの事業ですので、本来はやっていきたい。しかし、それができるのかということで大変苦慮されている方がいました。

もう一人の方も若い方で、内装屋さんをされている方がいらっしゃいました。元請けさんからインボイスの導入を既に呼びかけられたそうです。本人自身は、課税事業者ではないので、個人でやられている方なので、もともとは取る気はなかったのですが、元請けさんから言われるような事があれば、事業の継続を考えたら、取らざるを得ないのではないかという事でお話しされていました。今後どうなっていくということで、まだ、自分たちがどれだけ支払うのかと試算はされていない状況であります。不安をもって事業を行っていることが、今回そんなに多くはないですけど調査の中で見えてきたなと思っています。

特にですね、政府の試算でも前回の委員会でもありましたが、500 万円を超える中小企業者そのうちの 160 万円を超えところが、課税事業者になると政府が既に試算して取り組んでいます。2019 年の衆議院金融委員会中でも、1 事業者あたり 15 万 4 千円くらいは課税が増えるであろうと、当時の麻生大臣がおっしゃっておりました。

平均ではありますが、こういった事がどこの事業者にも発生するであろうと思っています。

今、コロナ禍の中で大変な事業者さんが、今後も事業を継続していくうえでインボイスの導入を行うということは、私は適切なのかという事で疑問を持っております。

○委員長（小田新紀） その他いかがでしょうか。

小島委員

○委員（小島智恵） 前回の委員会では参考人の方とそして代理人の方にもご足労いただきましてご説明を丁寧にいただきました。

その後、自分なりに調査をしてみたんですけども、わが町の実情どうなっているかということで、中橋委員の様に手広くヒアリングをできなかったかもしれないので、時間の許す限りでお話し伺ったという感じなんですけれども、まず、商工会の方、そして会員の方にお話を伺ったのですけれども、私の方では、インボイス制度の中止を求めるというご意見はございませんでした。

国で決めたものであり、仕方がないといったそういった話がありました。また、商工会の方の話、お聞きしたんですけれども、現在、免税事業者になっているところの多く

は、個人のお客様を相手にしている状況だということで、制度導入後も免税事業者のままでおられる。これまで通りということになりますので、影響につきましては実質ないのではないかとこのように私は考えます。

別の話で、少し長くなったらごめんなさいなんですけれども、陳情書の中の中段にですね、地域シルバー人材センターの会員などの方々が、取引先から課税業者となることを求められ、重い負担を負うことが予想されますという事が書かれてあります。わが町ですと、就労センターの会員の方ということなんですけれども、会員の方、インボイス制度で影響どうなっていくのか、これについて、社会福祉協議会の方にお聞きしたんですけれども、制度導入後も会員の方には課税事業者になるという事は求めませんと、免税事業者のままでいていただくという考えをいただきました。といいますのも、高齢の方でありますので、インボイス制度に登録してもらって、毎回帳簿等社協に提出してもらうことは、高齢の方が行うということは、大変煩雑で大変なことになりますので、それは現実的ではないと、無理であるという事で、免税事業者のままでいただくという考えでありました。ただ、問題になってきますのは、会員の方が免税事業者のままでいるという事は、それは社協の方にしわ寄せが来るという事でありまして、社協のことについては、陳情の中には書かれていないのですけれども、事業収入の10%納めなきゃいけないそうです。数字の方は伏せますけれども、影響が何百万円にもなってくるので、社協そのものの存続ができなくなる恐れがあるというお話でした。ただし、激変緩和の経過措置ありますので、来年10月から3年間は80%控除可能なので、その3年間はやっていけるかもしれないという話だったんですけれども、ただし、令和8年10月から3年間は50%控除、令和11年10月からは控除不可という事で、そうなってくると、かなり厳しくて本当にやっていけないという事でありました。

そのためある自治体では、自治体の方から補助金を出してもらって補てんするそういった事も考えているようであります。

社協の方で今考えていることとしまして、会員の方から年会費を出していただいてご負担いただくか、事務手数料は現在7%会員の方からいただいているんですけれど、それをたとえば12%にあげるなどだとか、いずれにしても会員の方にそういった負担を求めていくことになると、もともと収入が少ない状況ですので、そういった事は避けるべきではないかと思っはいますけれど、そういった事で話長くなったんですけれど、わが町の社会福祉協議会への影響は非常に大きいと、存続が危ぶまれる事も予想されますし、存続が危ぶまれるという事は、当然会員の方の仕事、高齢者の仕事の確保も危ぶまれるというわけでありまして、このことにつきましては、別件で町の補助金の必要性なども考えていきながら、十分留意してみていきたいなというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） その他いかがでしょうか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 2019年10月施行された消費税の改正で、税率が10%に引き上げられた。そこからもう既に2023年にはインボイス制度に移行するよという事は言われていたわけなんですよね。

それで、レジの変更とか調整金を使って各事業所やられたというふうに聞いております。

商工会にも聞いたんですけれども、ちょっと民生常任委員会で所管が違うのであまり多くは聞けなかったが、商工会の中でも、そんなに事業者の中で中止を求めることはあまり聞かれないという話でありました。税率 10%に引き上げられて、同時に生活必需品である食料品など一部において 8%の軽減税率が適用される事になって、2種類の消費税が混在する状況になって、これによって、売り手側が買い手側に提供した商品とかサービスの消費税率を請求書で明確にしておかなければ、取引においてさまざまなトラブルが多発するという恐れが出てきたことから、インボイス制度の導入の背景だと思っています。

また、消費税納税や経理業務においても消費税の取扱いについて、きちっと整備しなければ不正を起こす要因となって、不正を起こす可能性もこれあるわけです。消費税については、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化対策に充てる事が、消費税法や社会保障制度改革推進法に定められている訳ですから、インボイス制度根本が消費税である以上、消費税を正確に見える化するという事は、私は必要であると思っています。

○委員長（小田新紀） その他いかがでしょうか。

中橋委員

○委員（中橋友子） 先ほど、小島委員からもお話があったんですけれども、実は、この文章の中にあります高齢者就労センター幕別にとりましては、全国的にはシルバー人材センター影響が大きいという事は、全国的な問題になっておりました。それを受けて、北海道の道議会が3月の議会にこの問題を取り上げて意見書を国に提出しておりました。その中身というのは、お話があったとおりに、公益事業を行う所にもインボイス制度というのは影響がありますよという事から始まりまして、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができない。つまり、今の幕別の状況ですね。小島委員から話があったとおりに、会員さんにインボイスの領収書の発行などは求められないという事が見えていると、そういう中で、公益事業を行う収支には相当な影響が出てくるという事でありまして、北海道議会としては、人生 100 年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも、社会参加あるいは健康維持に重きを置いた、生きがい就業として活躍しているセンターの会員に対して形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気や生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されるという事であります。したがってセンターにとっては、新たな税負担というものは、まさに運営上の死活問題になってくる。

消費税制度において、小規模事業者への配慮として、年間課税売上げが 1 千万円以下の事業者は消費税免税の納税義務が免税されているところであり、少ないセンターの会員の手取り額がさらに減少するということなく、安定的な事業運営が可能になる様、インボイスによらず、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で事業が可能な様に講ずる必要があるという事、北海道議会は国に求めて意見書を出しております。

中間だけ抜粋して読ませていただきました。

こういった背景があることもお伝えしたいと思います。

○委員長（小田新紀） その他よろしいでしょうか。

それでは、各委員より様々な調査の基で、ご意見出していただきました。
様々な意見ございました。これより討論の方に入らせていただきます。
陳情に反対する討論はございますでしょうか。

藤谷委員。

- 委員（藤谷謹至） 令和元年10月より消費税の軽減税率が導入され仕入れ税額の中には8%と10%が混在しました。

正しい消費税の納税額を算出するためには、商品ごとの価格と税額が記載された書類を保存することになり、その書類の保存することで、不正やミスを防ぐこれが一番の大きな目的であると、税の公平性、正確な納税は必要であると考えています。様々な懸念の声があるという事も認識しておりますけれども、そのためインボイス制度の導入後6年間については、免税事業者からの課税仕入れの一定割合の控除できるという経過措置が設けられております。よって、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出の陳情書については反対とさせていただきます。

- 委員長（小田新紀） その他反対の討論はございますでしょうか。

では次に賛成の討論を行います。

賛成の討論はございますでしょうか。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） 陳情に対する賛成の討論を行います。

令和元年10月に消費税率10%に引上げに続き、令和2年からの収束の見えないコロナ感染拡大、そして、令和4年ロシアのウクライナ侵攻、国際情勢の激動とまた円安の影響であらゆる分野で物価が高騰し、また品不足などが続き、国民生活はもとより経済社会に甚大な影響を与えています。

そのような現状の中で、政府は令和5年10月からの消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録を令和3年10月開始しました。

あらゆる面で中小業者に多大な困難を与えるこの制度の導入は、行うべきではないという事を始めに申し上げたいと思います。

その理由の第一は、消費税の導入時から小規模事業者の救済制度として導入された免税制度の適用、当初は3千万円以下でありましたが、現在は1千万円以下の売上げ事業者がこの制度によって課税を選択せざるを得なくなる。困難な経営が余儀なくされます。

二つ目は、登録しなかった事業者は、取引先から適格領収書を求められても対応することができず、取引先は、仕入れ時の消費税を控除することができなくなることから、結果として取引から除外される事が懸念される。つまり廃業にもつながりかねない。

三つ目は、帳簿方式に比べて事務作業が煩雑、特に個人経営にとっての負担が大きくなる。現在、帳簿方式というのは多くの個人事業者の中で活用されていますけれども、しかし、そのことによって、国税の収入が少なくなるとか、税収減の影響というのは今までほとんど報告されていません。おおづつみな企業、帳簿方式であっても決算に応じて納税してきている。これは消費税とは別に法人税として納税してきている実態には変わりはありません。

最後になりますが、町内では、2020年5月の時点で773事業者が確認されていると議会で報告いただいています。

先ほど申し上げましたように、その中のわずかではありますが、聞き取りをした中でインボイス制度の詳細な理解という事については、至っていないというふうに判断をいたしました。

商工会の会員さんも今年度3月の時点で334件を加入されていますが、インターネット等で公表されている工業部会、ここの中でもインボイス登録を現在の段階で終えているのは、40%を切っています。こういった状態を見る限り、やはり税制度というのはもっと根幹からその仕組み全てを納税者が理解できる環境、そして、合意できる環境を作って改定していくというのが、大原則ではないでしょうか。

消費税が福祉の目的税という事は早くから導入の時から言われてきています。しかし、現実には、福祉の向上というのは見ることができず、財源は消費税として導入されていても、その分大型の大企業の減税などに回っていたという事態も否めません。

この状況を考えるならば、やはり、今の時点でインボイス制度というのは導入すべきではなく、納税は国民の権利としてしっかりと担税に応じた負担という事に基づいて、進むべきと考えます。

以上の理由から私はこの意見書に賛成とします。以上です。

○委員長（小田新紀） 他に討論はありませんか。

なければこれで討論は終了といたします。

それでは、採決の方に移らしていただきます。

陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書について採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

ご着席ください

起立少数でありますので、陳情第5号、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の提出を求める陳情書については不採択とすることに決定いたしました。

本件の報告書につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思います
が、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○委員長（小田新紀） それではそのようにさせていただきます。

ここで、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了 16：58）